

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

「消防法施行規則第四条の二の四第一項ただし書及び第三十一条の六第四項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定める件」の公布・施行について

「消防法施行規則第四条の二の四第一項ただし書及び第三十一条の六第四項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定める件」（令和3年消防庁告示第3号）が、令和3年1月22日に公布・施行されました。

本告示は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示（令和3年1月7日）（以下「緊急事態宣言」という。）を踏まえ、消防法令に定める点検等の期間を延長するため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の4第1項ただし書（規則第51条の12第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第31条の6第4項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 本則関係

次の表のとおり、規則第4条の2の4第1項ただし書及び第31条の6第4項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定めることとしたこと。

対象手続	事由	期間
防火対象物又は防災管理対象物の点検	緊急事態宣言がなされたこと	次の①及び②の要件を満たす防火対象物に係る左記の点検又は報告の期間は、それぞれ、法令に定める点検又は報告の期間に3月及び緊急事態宣言の期間の開始の日 ^{※1} から終了の日 ^{※2} までの日数を加えた期間とする。 ① 緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態区域」という。） ^{※3} 又は緊急事態区域であった区域 ^{※4} に所在するもの ② 左記の点検又は報告の期間が、緊急事態宣言の期間の開始の日 ^{※1} から、終了の日 ^{※2} から起算して3月を経過する日までの間に終了するもの
消防用設備等の点検		
特殊消防用設備等の点検		
消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果に関する報告		

※1 緊急事態宣言の期間の開始の日（令和3年1月22日現在）

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県：令和3年1月8日

栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県：令和3年1月14日

※2 終了の日

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第31条第5項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（以下「緊急事態解除宣言」という。）の日（緊急事態解除宣言の前日、特措法第31条第3項の規定に基づく区域の変更（以下「区域変更」という。）により緊急事態区域でなくなった区域にあっては、当該変更の日）

※3 緊急事態区域（令和3年1月22日現在）

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域

※4 緊急事態区域であった区域

区域変更又は緊急事態解除宣言により緊急事態区域でなくなった区域

第二 附則関係

この告示は、公布の日から施行することとしたこと。

(連絡先)
消防庁予防課
担当：桑折課長補佐、
五味事務官
TEL 03-5253-7523